

# 院内掲示

2024.12.1

## 患者さんへのご案内

### ▼診療報酬明細書発行について

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

### ▼一般名での処方について：加算1（10点）・加算2（8点）

後発医薬品があるお薬については、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。これにより特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名によって患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

### ▼医療情報取得加算：初診時1点（月1）再診時1点（3月1）

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認を行う体制を有し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他の必要な診療情報を取得活用して診療を行っています。

### ▼生活習慣病管理料（Ⅱ）：333点（月1）

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者さんが対象です。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年（2024年）6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に合った療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年（2024年）6月1日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さんで、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

この度の改定によって、患者さんには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしくお願い致します。

患者さんの状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方せんの発行や28日以上での長期の投薬を行う等の対応も可能でございます。